

返戻金制度

紹介した採用決定者が、採用決定者の自己都合により退職、過失等による懲戒解雇となった場合、紹介料金の一部を返還する。

返還する額は入社日から、1ヶ月以内の場合は80%、3ヶ月以内の場合は30%とする。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。